



佐賀県公報

平成18年
1月18日
(水曜日)
第 12705号

(◎印は、県例規集に登録するもの)

目次

告示

- 証紙売りさばき人の指定 (二三・会計課) 一
- 証紙売りさばき人の売りさばき所の位置の変更 (二四・) 一
- 公 告
- 県営松梅地区土地改良事業の工事完了 (農地整備課) 一
- 県営本多久地区土地改良事業の工事完了 () 一
- ” () 二
- ” () 二
- 県営北原地区土地改良事業の工事完了 () 二
- 県営とき石地区土地改良事業の工事完了 () 二
- 建築基準法に基づく公開による意見の聴取会 (建築住宅課) 二
- 証紙売りさばき業務の廃止 (会計課) 二

○ 告 示

●佐賀県告示第二十三号

佐賀県証紙条例施行規則（昭和三十九年佐賀県規則第二十一号）第十一条第一項の規定により、証紙売りさばき人の指定をした旨、佐賀県出納長から通知があった。

平成十八年一月十八日

佐賀県知事 古 川 康

売りさばき人の氏名又は名称	売りさばき人の住所	売りさばき所の位置	指定年月日
鳥越 すみ子	唐津市湊町二八二番地	唐津市神田二一六一番地 一四	平成一七年 一二月一九日

●佐賀県告示第二十四号

佐賀県証紙条例施行規則（昭和三十九年佐賀県規則第二十一号）第十一条第一項の規定により、証紙売りさばき人の売りさばき所の位置を変更した旨、佐賀県出納長から通知があった。

平成十八年一月十八日

佐賀県知事 古 川 康

売りさばき人の氏名 又は名称	変更事項	変更前後	変更年月日
	所の位置		
財団法人佐賀県警察協会 理事長 御手洗伸太郎	売りさばき 三番地二	藤津郡嬉野町大字下宿甲四一五 三番地二	平成一八年 一月一日

○ 公 告

平成14年3月27日県営土地改良事業（中山間地域総合整備）松梅地区の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成18年1月18日

佐賀県知事 古 川 康

平成10年12月26日県営土地改良事業（中山間地域総合整備 農道整備）本多久地区の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成18年1月18日

佐賀県知事 古 川 康

平成10年12月26日県営土地改良事業(中山間地域総合整備 ほ場整備)本多久地区の工事が完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第3項の規定により公告する。

平成18年1月18日

佐賀県知事 古 川 康

平成11年3月24日県営土地改良事業(ため池等整備)北原地区の工事が完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第3項の規定により公告する。

平成18年1月18日

佐賀県知事 古 川 康

平成8年3月28日県営土地改良事業(ため池等整備)とき石地区の工事が完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第3項の規定により公告する。

平成18年1月18日

佐賀県知事 古 川 康

建築基準法(昭和25年法律第201号)第48条第2項ただし書の規定による建築許可の申請があつたので、同条第13項の規定により、次のとおり公開による意見の聴取を行います。

平成18年1月18日

佐賀県知事 古 川 康

1 日時

平成18年1月27日(金曜日) 午後7時から

2 場所

武雄市武雄町大字富岡11679 山下集会所

3 建築許可をしようとする建築物の建築計画

武雄市武雄町大字富岡11535番1、11535番3の第二種低層住居専用地域内の敷地に、事務所の付属倉庫を建築すること。

(建築物の概要)

(1) 延べ面積 360.91平方メートル

(増築面積40.00平方メートル)

(2) 構造 補強コンクリートブロック造

(3) 用途 事務所の付属倉庫

佐賀県証紙条例施行規則(昭和39年佐賀県規則第21号)第10条の2第2項の規定により、証紙売りさばき業務を廃止する旨、届出があつた。

平成18年1月18日

佐賀県知事 古 川 康

売りさばき人の氏名又は名称	売りさばき人の住所	売りさばき所の位置	廃止年月日
南野田米屋 代表取締役 野田 邦康	伊万里市松島町383番地3	伊万里市松島町383番地3	平成18年 1月31日

